

【公表】

整理番号	130
契約番号	5農振財契第1400号
件名	林業機械の賃借
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
借入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	別紙仕様書のとおり
借入期間	物件納入月から60箇月（長期継続契約）
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目131：賃貸業務」に登録を有する者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年4月8日（月） 午前10時00分（入札期間は指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和6年3月15日（金）午前10時から令和6年3月25日（月）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕（必要事項を記入） (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕（必要事項を記入） (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し（契約書・請書の写しなど）
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0643

仕 様 書

- 1 件 名 林業機械の賃借
- 2 借入期間 物件納入月から60箇月
(地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約)
- 3 リース物件及び数量
SH135X-7BP ハーベスタ仕様 住友建機製 1台
※詳細は別紙「特記仕様書」のとおり
- 4 借入場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
- 5 支払方法 月払いとし、指定金融機関口座からの引落とする。
なお、初回支払いは物件納入月とする。
- 6 任意保険 リース物件 動産総合保険
- 7 賃借料に含まれる項目
 - (1) 物件価格
 - (2) 固定資産税(期間分)
 - (3) 動産総合保険(期間分)
 - (4) 点検費用 点検内容は別紙1のとおりとする。(部品代金は含まない)
 - (5) 甲が林業経営体に貸し出すまでのリース物件については乙が保管する。また、甲が貸出先を変更する毎に、乙が保守実施場所を確保する。
- 8 期間満了時の取り扱い
 - (1) 契約期間満了時においては、財団はこの物件を通常の損耗を除き、現状に回復して返還するものとする。ただし、受託者が認めた場合は、現状のまま返還できるものとする。
 - (2) 付属品等の返却については、財団と協議の上、決定すること。
 - (3) 契約期間満了後に引き続き財団がこの物件を利用する意向を示した場合には、受託者は再リースする取扱いを可能とすること。
- 9 長期継続案件
本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約案件である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合、財団はこの契約を変更または解除することができるものとする。
- 10 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

11 個人情報に関する特記事項の遵守

個人情報に関する特記事項については、別紙２のとおりとする。

12 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別に定めるところによる。

13 その他

(１) 借入期間、月額賃借料、支払回数及び支払期日等の契約事項に変更が生じる場合、受発注者間において協議の上、契約内容の変更を行うものとする。

(２) 本仕様の解釈について疑義が生じた場合は甲乙協議のうえ決定する。

14 連絡先

公益財団法人東京都農林水産振興財団

森の事業課 電話 ０４２－５２８－０６４３

特記仕様書

1 住友建機製 SH135X-7BPハーベスタ仕様

	品目	数量
本体	住友建機（株）製油圧ショベル	1
	ナンバー種別：ナンバーなし	
	・ KESLA社製ハーベスタ25SH-II	
	※GPS機能搭載型	
付属品・特別仕様	強化型ブーム&アーム	1
	12V電源（DC-DCコンバータ）	1
	クイックチェンジ（4WAY）	1
	盗難防止イモビライザ	1
	燃料給油ポンプ	1
	バケットシリンダロック機構	1
	ゴムパット	1
	フロントガード（L2）	1
	ブレード（ボルトオンカッティングエッジ仕様）	1
	エアサスペンションシート（シートヒータ有）	1
	ヘッドガード（FORSレベル2）	1
	サイドガード	1
	ガード付キャブ上ライト（LED）	2
	工具置き（キャブ前）	1
	工具箱（右前）	1

2 その他留意事項

最初に搬入した現場において、オペレーター2名までの初期トレーニング費用を含むものとする。

リース契約締結予定	令和6年4月
リース契約満了日	令和12年2月28日
納入日予定	令和7年3月1日
保守開始予定日	令和7年3月1日
保守満了日	令和12年2月28日
保守契約期間	60箇月

点 検 内 容

	区分 サービスメーター（時間）	内容
1	500時間毎点検	メーカー保守サービス明細書掲載
2	1000時間毎点検	メーカー保守サービス明細書掲載
3	1500時間毎点検	メーカー保守サービス明細書掲載
4	2000時間毎点検	メーカー保守サービス明細書掲載
5	特定自主検査	労働安全衛生法等に基づく自主検査（年度毎1回。計4回）
6	甲の貸与先変更時点検	甲の貸与先変更時の点検（費用は別途甲が負担する。）

個人情報に関する特記事項

（定義）

第 1 本業務において、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）の保有する個人情報（以下、「個人情報」という。）とは、財団が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が財団に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報の全てをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

（個人情報の保護に係る受託者の責務）

第 2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第 3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ財団の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき財団に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

（秘密の保持）

第 4 受託者は、第 3 第 1 項ただし書きにより財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第 3 第 1 項ただし書きにより、財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

（目的外使用の禁止）

第 5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第 3 第 1 項ただし書きにより財団が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

（複写複製の禁止）

第 6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、財団から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、財団の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

（個人情報の管理）

第 7 受託者は、財団から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、財団から要求があった場合には、前項の管理記録を財団に提出しなければならない。

（受託者の安全対策と管理体制資料の提出）

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 財団から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- (3) 契約履行過程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの。

2 財団は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

（財団の検査監督権）

第9 財団は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、財団から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

（資料等の返還）

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに財団に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、全て消去しなければならない。

2 第3第1項ただし書きにより財団が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め財団に報告しなければならない。

（事故発生の通知）

第12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって財団に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに財団に報告し、財団の指示に従わなければならない。

（財団の解除権）

第13 財団は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

（疑義についての協議）

第14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。